

# 第1回第10採択地区教科用図書採択協議会

日 時 平成29年4月21日（金）  
14時～  
会 場 ふじみ野市大井総合支所2階  
「ゆめぼると」

不特定多数の方が閲覧できるため、資料に記載されている個人名については削除してあります。ご覧になりたい方は、事務局まで直接お越しいただきますようお願い申し上げます。

# 次 第

## 1 開 会

## 2 あいさつ ふじみ野市教育委員会教育長

## 3 第10採択地区教科用図書採択協議会委員名簿について

## 4 協 議

(1) 協議 1 第10採択地区教科用図書採択協議会要綱について

(2) 協議 2 第10採択地区教科用図書採択協議会正副会長の選出について

(3) 協議 3 第10採択地区教科用図書採択協議会の公開・非公開について

(4) 協議 4 第10採択地区専門員・事務担当者の委嘱について

(5) 協議 5 平成29年度第10採択地区教科用図書採択協議会予算について

(6) 協議 6 今後の教科用図書採択に関わる日程について

(7) 協議 7 教科用図書の選定の方法について

(8) 協議 8 学校における研究結果の聴取について

(9) 協議 9 保護者等の意見・感想等の聴取について

(10) その他

## 5 諸 連 絡

## 6 閉 会

# 第10採択地区教科用図書採択協議会委員名簿

## 採択協議会委員

富士見市	教育長	山口 武士	教育長 職務代理者	小野寺 巧
坂戸市	教育長	安齊 敏雄	教育長 職務代理者	小川 一信
鶴ヶ島市	教育長	浅子 藤郎	教育長 職務代理者	石澤 良浩
ふじみ野市	教育長	朝倉 孝	教育長 職務代理者	富田 信太郎
三芳町	教育長	古川 慶子	教育長 職務代理者	松本 薫
毛呂山町	教育長	栗田 博	教育長 職務代理者	村本 洋
越生町	教育長	吉澤 勝	教育長 職務代理者	浅見 登

## 事務担当者

富士見市		
坂戸市		
鶴ヶ島市		
ふじみ野市		
三芳町		
毛呂山町		
越生町		

# 協議 1

## 第10採択地区教科用図書採択協議会要綱（案）

（協議会の趣旨）

第1条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条及び埼玉県教科用図書採択地区の設定（平成25年教委告示第41号）に基づき、第10採択地区内の地域である富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町及び越生町（以下「第10採択地区」という。）の教科用図書採択について必要な事項を定めるものとする。

（協議会の設置）

第2条 第10採択地区に第10採択地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、第10採択地区内の市町立小・中学校において使用する教科用図書の採択について協議するものとする。

（協議会の事務局）

第4条 協議会の事務局は、第10採択地区内教育委員会事務局内に置く。

（協議会の構成）

第5条 協議会は、委員14人をもって組織し、採択地区内の教育長及び教育委員会委員の代表1名を委員として構成する。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、採択地区内の全ての教育委員会が参加し、かつ委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

5 協議会に事務担当者を置き、会長が委嘱する。

（専門員）

第8条 協議会に、教科用図書の調査研究を行う専門員を置く。

2 専門員は、採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭のうちから充てるものとし、教科ごと（ただし、書写、道徳を加える。）に4名以上10名以下（うち、校長又は教頭1名を含む。）とする。

3 専門員は、協議会で協議の上、会長が委嘱する。

4 専門員の選任に当たっては、適任者を得られるよう努めるとともに、公正を期するものとする。

5 専門員は、県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に基づき調査研究し、研究結果を協議会に報告する。

(学校における研究結果の聴取)

第9条 協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、校長からその学校における教科用図書研究の結果についての報告を求めるものとする。

(保護者等の意見・感想等の聴取)

第10条 協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、教科書展示会における保護者等の教科用図書に対する意見・感想等を求めるものとする。

(協議会の公開)

第11条 協議会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(選定方法)

第12条 教科用図書の選定は、第8条第5項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定資料並びに、第9条及び第10条の報告等を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第13条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく採択地区内の教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(議事録及び協議会資料の公表)

第14条 協議会の議事録及び資料については、遅滞なく公表する。

(予算)

第15条 協議会に要する経費は、採択地区内教育委員会の負担とする。

(雑則)

第16条 要綱の改定、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

## 協議 2

### 第 1 0 採択地区教科用図書採択協議会正副会長の選出

第 1 0 採択地区教科用図書採択協議会要綱第 6 条に基づく正副会長の選出

会 長 ( )

副会長 ( )

第 10 採択地区教科用図書採択協議会の公開・非公開（案）

■ 第 1 回 採択協議会

- 1 開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 2 あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 3 採択協議会委員名簿について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 4 議事
  - (1) 採択協議会要綱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (2) 正副会長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (3) 採択協議会の公開・非公開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (4) 専門員・事務担当者の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (5) 予算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (6) 日程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (7) 教科用図書の選定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (8) 学校における研究結果の聴取について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (9) 保護者等の意見・感想等の聴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 5 諸連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 6 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開

■ 第 2 回 採択協議会

- 1 開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 2 あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 3 議事
  - (1) 専門員代表者の研究結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (2) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 4 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開

■ 第 3 回 採択協議会

- 1 開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 2 あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 3 議事
  - (1) 専門員代表者への質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (2) 選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
  - (3) 選定結果の発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開
- 4 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公開

協議 4

第 1 0 採択地区専門員・事務担当者（案）

道徳 7名

	市町名	職 名	氏 名
専門員長		校 長	
専門員		教 諭	
専門員		教 諭	
専門員		教 諭	
専門員		教 諭	
専門員		教 諭	
専門員		教 諭	
事務担当者		指導主事	



## 協議 5

### 平成 29 年度第 10 採択地区教科用図書採択協議会予算 (案)

#### 【収入の部】

項 目	名 称	金 額	内 訳 等
負担金	各市町負担金	70,000	10,000 円×7 市町
雑入	預金利子等	6	貯金利息
繰越金	前年度繰越金	63,032	
	収入合計	133,038	

#### 【支出の部】

項 目	名 称	金 額	内 訳 等
会議費	会場借上げ料	35,000	採択協議会 10,000 円×3 回 事務担当者会議 5,000 円×1 回
	会場費	40,000	専門員会会場費等 10,000 円×4 回
需用費	消耗品費	20,000	上質紙、普通紙、USB メモリー等
備品購入費	備品購入費	30,000	卓上ネームプレート
予備費	予備費	8,038	
	支出合計	133,038	

収入金額 133,038 円－支出金額 133,038 = 0 円

協議 6

今後の教科用図書採択に関わる日程（案）

実施日	内 容	備 考
4月21日（金）	第1回採択協議会 （採択協議会要項等の決定）	ふじみ野市ゆめぼると
5月中旬	教科書採択地区専門員委嘱 第1回専門員会（合同）	
6月	第2回、第3回専門員会 ※5月下旬に県の研究資料配布予定	
※教科書展示会 6月17日から7月上旬にかけて14日間開催 坂戸市教育センター・三芳町役場		
7月上旬	・事務担当者会議 ・第4回専門員会（合同）	
7月上旬	・学校における研究結果報告 ・代表者は研究報告書を事務局に提出 ・教科書展示会アンケート集計	（各市町教育委員会から事務局へ）
	専門員代表者会議 ※調査研究の最終稿確認等	
7月 第2週目	第2回採択協議会（専門員調査報告）	ふじみ野市内施設
7月 第4週目	第3回採択協議会（選定）	ふじみ野市内施設
7月20日頃～ 8月上旬	各市町教育委員会議（議決） 定例会がない場合は臨時教育委員会議	
8月上旬	教育委員会から議決内容の報告	事務局に提出
事務局より通知	各教育委員会から各管内小学校に通知	
8月中旬	教科書需要票・一覧表提出	学校→教委
	教科書需要票・一覧表受領会	
8月下旬	県教育委員会へ教科書需要票・一覧表提出	
9月初旬	事務担当者会議 ・会計報告、事務引継	ふじみ野市又は 鶴ヶ島市

協議 7

教科用図書の選定の方法（案）

（教科書選定用紙）

学校種：小学校		種目：道徳	
	選定	教科用図書名(例)	発行会社名
1		新しい道徳	A社
2		小学校道徳	B社
3		小学生の道徳	C社
4		道徳	D社
5		小学道徳	E社
6			

※「選定」欄に、○を付ける。

協議 8

学校における研究成果の聴取（案）

（学校における研究成果の報告用紙）

	教科用図書名(例)	発行会社名	研究結果
1	新しい道徳	A社	
2	楽しい道徳	B社	
3	みんなの道徳	C社	
4	道徳	D社	
5	小学道徳	E社	
6			

※県より示される調査研究の観点等に基づき研究、報告する。

保護者等の意見・感想等の聴取（案）

<p>&lt;平成29年度教科書アンケート&gt;</p> <p>道徳の教科書について、御意見・御感想等を御記入ください。</p>	
<p>御記入いただいている方の 居住地（市町村名）</p>	
<p>意 見</p>	
<p>感 想 等</p>	